

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）及び関係政令の規定について、厚生年金保険給付積立金等の運用方法を追加する等所要の規定の整備を行うこと。（第一条及び第三条関係）

第二 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）について、物価変動率による改定規定を適用する場合に係る平成二十九年度における地方議会議員の年金の額等を改定すること。（第二条関係）

第三 平成二十八年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第三百三十二号）について、平成二十九年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定を行うこと。（第四条関係）

第四 この政令は、平成二十九年四月一日から施行し、一部の規定は、平成二十七年十月一日から適用すること。（附則関係）